

会 議 要 旨

会議の名称	第2回川越市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和6年7月30日（火） 午後2時開会～午後3時30分閉会
開催場所	川越市役所 本庁舎7階第5委員会室
議長（委員長・会長）氏名	会 長 島田 裕次
出席者（委員）氏名	副会長 宮岡 寛 委 員 柳澤 直樹、川畑 静美、西田 宏一、 田中 文男、中村 美絵、中山 ゆり
欠席者（委員）氏名	委 員 立花 ほの佳、竹澤 穰治
事務局職員職氏名	課 長 矢崎 東洋 副主幹 小松 泰一 主 査 三上 幸宏 主 事 原口 大介
関係課職員職氏名	（情報政策課）副課長 柴田 かおり、主任 片桐 聡士、主事 岡本 和樹 （市民税課）課長 中村 誉、副主幹 藤野 弘幸、 主査 神林 優 （市民課） 課長 田中 久仁子、副主幹 横山 大造、 主査 西本 淳哉
会議次第	1 開 会 2 議 題 （1） 特定個人情報保護評価制度及び自治体基幹システム標準化について （2） 個人住民税課税事務に係るシステムと保護評価書の概要について （3） 住民基本台帳事務に係るシステムと保護評価書の概要について （4） 第三者点検の今後の進め方について 3 閉 会

配布資料	○令和 6 年度第 2 回川越市情報公開・個人情報保護審議会会議次第 ○特定個人情報保護評価の概要 ○自治体情報システムの標準化・共通化について ○特定個人情報保護評価書（個人住民税課税事務 全項目評価書（素案）） ○川越市個人住民税課税事務 全項目評価書（素案）に係る新旧対照表 ○川越市個人住民税課税事務 全項目評価書（素案）の構成 ○川越市個人住民税課税事務全項目評価（素案）用語集 ○特定個人情報保護評価書（住民基本台帳に関する事務 全項目評価書（素案）） ○川越市住民基本台帳に関する事務 全項目評価書（素案）に係る新旧対照表 ○資料 1 特定個人情報保護評価の第三者点検に係る個人情報保護審議会の日程等について ○資料 2 特定個人情報保護評価書の第三者点検を実施する上で参照すべき関連資料 ○資料 3 審査の観点及び審査の観点における主な考慮事項 ○資料 4 全項目評価書の構成（記載項目）と審査の観点
------	--

経 過

事務局から会議の出席人数が定足数を満たしており、会議が成立していることの報告後、議事に入った。

議事(1) 特定個人情報保護評価制度及び自治体基幹システム標準化について

情報政策課職員から特定個人情報保護評価と自治体情報システム標準化について資料を基に説明。その後、委員から発言及び質疑とそれに対する回答があった。概要は以下のとおり。

○国が地方公共団体に対し20業務の標準化を求めているということで、川越市では住民基本台帳システム事務と個人住民税課税事務の2つの業務について全項目評価しているが、それ以外の18業務についてはどのような対応を行っているのか。

→今回取り上げている2業務については全項目評価、その他の業務については基礎項目評価を行い、それについてはHP上で公開。

議事(2) 個人住民税課税事務に係るシステムと保護評価書の概要について

市民税課職員から個人住民税課税事務の概要と資料を基に全項目評価書について説明がなされ、その後、委員から発言及び質疑とそれに対する回答があった。概要は以下のとおり。

○今回対象者数が約44万人ということで、川越市の人口より多いがどういうことか。

→今回の対象者が過去の年度の課税対象者と市外の被扶養者も含まれているため。

○全項目評価書に係る新旧対照表において今回の第三者点検はガバメントクラウド移行を受けての追記が主な内容か、過去に点検が済んでいる現行の部分についての変更も含まれているのか。

→今回会議で諮る変更点については基本的にはガバメントクラウド移行に伴う部分のみ。標準化に伴い、その他の部分について変更が出ることも考えられるがベンダーから詳細の仕様が示されていないため、現状難しい。仕様が提示され次第、適切な時期に対応していく。

○ガバメントクラウドの置かれる場所というのは公表されているのか。

→機密情報の取り扱いということで場所は公表していない。クラウド管理事業者は公表されており Amazon、Microsoft、oracle、Google の 4 社。

○どこにサーバーがあるかというのは国が行う場合は日本国内にあるというのが条件になっていて、会社が海外にあったとしてもサーバーが国内にあれば問題ない。

○責任分界点については国が公表しており、維持管理の責任はデジタル庁、クラウド事業者、ネットワーク事業者がそれぞれの部分について責任を負うとしている。

○税務システムといった場合の範囲はどこまでになるのか。

→個人住民税課税システムとそれに付随する住民税課税支援システムを合わせたもの。

議事(3) 住民基本台帳事務に係るシステムと保護評価書の概要について

市民課職員から住民基本台帳事務の概要と資料を基に全項目評価書について説明がなされ、その後、委員から発言及び質疑とそれに対する回答があった。概要は以下のとおり。

○61 ページの評価実施手続について既に実施日や内容について記載されているがこれは前回のデータがそのまま残ってしまっているという認識でよろしいか。

→担当課のミスであり、修正させていただく。

○ガバメントクラウドを使うことによって他の自治体から業務上で不都合な点など何か聞いているか。

→川越市と同様日立の基幹システムを利用していた千葉県佐倉市が 2023 年 1 月より先行導入。佐倉市の話では実務に関しては今までとほとんど変わらず、導入後も大きな障害等は発生していない。

○個人情報保護委員会に提出するにあたって各々の特定個人情報保護評価書の体裁は統一したほうが良い。今回でいうとページ数の表記を合わせたほうが良いと思われる。

→保護委員会から最新の書式が出次第、その仕様に従って統一する。

議題(4) 第三者点検の今後の進め方について

事務局から資料を基に審議会における第三者点検の進め方について説明がなされ、委員から発言及び質疑とそれに対する回答があった。概要は以下のとおり。

○事務局のほうで予備審査を行うということだが、予備審査結果については○や×などの単純な評価ではなく具体的な説明で資料としてでるのか、それとも説明にとどまるものであるのか。

→提出する資料については予備審査結果として具体的にコメントしたものを予定している。

○関係課が既にパブコメを実施したということであるが、このような内容については意見書が出にくいものである。今後市民からの意見書の提出があった場合は新たな参考資料として提示されるのか。

→新たにそのような意見書が提出されたときは参考資料として報告させていただく。

○確認事項、質問、申し述べたい意見等あれば8月2日（金）までに事務局まで。

次回の審議会に事務局が予備審査結果を資料として提示することの了承を得て、第2回川越市情報公開・個人情報保護審議会を閉会した。